２０２０年８月５日（水）
於：寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議

コロナ禍における児童虐待事案を取り巻く環境の変化について

弁護士　浜　田　真　樹

第１　新型コロナウィルス感染症への対応をめぐる動き

１　時系列（すべて 2020 年）

2 月 27 日　一斉休校要請
4 月 7 日　緊急事態宣言（東京，埼玉，千葉，神奈川，大阪，兵庫，福岡）
4 月 16 日　緊急事態宣言（全国に拡大）
4 月 21 日　文科省「新型コロナウィルス感染症対策のために小学校，中学校，高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」
4 月 27 日　厚労省「子どもの見守り強化アクションプラン」
5 月 4 日　緊急事態宣言の延長
5 月 14 日　緊急事態宣言の一部解除（北海道・首都圏・近畿 3 府県以外）
5 月 21 日　緊急事態宣言の一部解除（北海道・首都圏以外）
5 月 25 日　緊急事態宣言解除

２　この間の行政の動き
→事業者支援・ついで生活者支援　次第に充実
→子どもは？

３　子ども関連の行政の動き
・　状況把握の対象は「支援対象児童（等）」
　→新規は？

第２　全国の関係機関における各種業務の状況

１　安全確認，一時保護など
　→通常どおり？

２　要対協の開催（実務者会議，個別ケース会議）

３　乳幼児健診，こんにちは赤ちゃん等
　→止めた自治体多数？

4　保育所，幼稚園
　　→閉鎖，登園自粛，休園など

5　登校，学習支援
　　→一斉休校，その中で学習機会保障・学習支援に苦慮（特に公立学校）

6　その他
・　職員の安全確保
・　他の業務（給付金など）との関係

第３　懸念される点

1　虐待ケース（継続，新規）への対応は十分であったか

2　どこに潜った？

3　社会一般の，子ども（の権利）についての認識

4　現場職員の労働環境

第４　どう評価されるべきか

・　そもそも，通告数はどうだった？　今後はどうなる？
・　当事者の声を十分拾えていたか？
・　職員の安全と業務の重要性とのバランス？
・　今後も続くコロナ禍にどう対応していくか

第５　最近の動き

1　児童福祉法等の改正（令和元年改正）
　　※全体像は昨年紹介しました

2　体罰禁止の法制化（本年４月１日施行）
　　→厚労省「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に」

○児童虐待防止法 14 条

　児童の親権を行う者は，児童のしつけに際して，体罰を加えることその他民法第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず，当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

○児童福祉法 47 条

3　児童福祉施設の長，その住居において養育を行う第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令で定

める者又は里親は，入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても，監護，教育及び懲戒に関し，その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

○児童福祉法 33 条の 2

2　児童相談所長は，一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても，監護，教育及び懲戒に関し，その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

〇民法 820 条

親権を行う者は，子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し，義務を負う。

3　児童の意見表明権について[1]

要するに，我々はみんな，子どものためにと思って頑張っているわけではあるが，その内容が実は当該子どもの意に反するものになっているかもしれないと常に考える必要がある。子どもの意見表明権の確保は，そのような現実の中でより適切な対処を実現するための重要なツールとなる可能性あり。

〇改正附則 7 条 4 項（概要）

児童の意見表明権を保障する仕組みとして，児童の意見を聴く機会の確保，児童が自ら意見を述べる機会の確保，その機会に児童を支援する仕組みの構築，児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について，施行後２年を目途に検討を加え，必要な措置を講ずるものとする。

以上

※本報告「第２」，「第４」の内容については，本年８月１日に実施された日本子ども虐待防止学会 WEB セミナー「コロナ禍における子ども・家庭支援」における鈴木秀洋准教授（日本大学危機管理学部）の報告を参考にさせていただきました。

[1] 「審議会方式」については，令和 2 年 3 月 31 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」参照。「伴走型」については，現在，厚労省の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」で議論されている。